

那珂市議会災害対応調査特別委員会記録

開催日時 平成28年11月14日（月）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 綿引 孝光
委員 大和田和男 委員 富山 豪
" 花島 進 筒井かよ子
" 寺門 厚 " 小宅 清史
" 木野 広宣 " 古川 洋一
" 萩谷 俊行 " 勝村 晃夫
" 笹島 猛 " 助川 則夫
" 君嶋 寿男 " 遠藤 実
" 福田耕四郎

欠席委員 委員 須藤 博

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 深谷 忍 事務局次長 寺山 修一
次長補佐 横山 明子

会議に付した事件と結果概要

- 1 那珂市議会災害対策会議設置要綱（案）及び那珂市議会災害対応指針（案）について

結果：内容について協議を行った

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時59分）

委員長 おはようございます。

休み明けのお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放映します。

会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席議員は15名であります。

欠席委員は、須藤委員、小宅委員の2名であります。

定足数に達しておりますので、これより災害対応調査特別委員会を開会いたします。

職務のため議会事務局職員が出席しております。

あいさつは省略いたします。

これより議事に入ります。

(1) 那珂市議会災害対策会議設置要綱(案)及び那珂市議会災害対応指針(案)についてを議題といたします。

たたき台がない状態での議論は難しいため、事務局に災害地策に関する会議の設置要綱(案)及び災害対応指針(案)を作成させましたので、説明させます。

事務局次長 今回、特別委員会で検討するにあたり、委員長からたたき台を作成するよう指示がありましたので、要綱及び指針の案を作成いたしました。資料に基づき説明をいたします。

本委員会の調査事項は、資料1ページの4番にある3項目となります。

2ページをお開きください。那珂市議会災害対策本部設置要綱につきましては、平成23年の東日本大震災の際に作成されておりますが、内容が東日本大震災限定のものとなっております。また、市の対策本部と明確に区別するために、災害対策会議設置要綱に名称を変え、内容についても全部を改正するものです。

3ページをご覧ください。那珂市議会災害対策会議設置要綱(案)。

那珂市議会災害対策本部設置要綱の全部を改正する。

第2条が設置基準です。

- (1) 市内に特別警報が発表されたとき。
- (2) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (3) 市に原子力対策本部が設置されたとき。

こちらは、市の災害時職員初動マニュアルの第2次動員の基準に合わせておりますが、震災対策について、市の対策本部の設置基準は震度6弱以上となっておりますので、どうするかは協議をお願いします。

第3条は災害対策会議の構成でございますが、議長、副議長、各常任委員会委員長をもって組織するとしております。これは、議員は地域の被災状況の収集や被災者の要望等の収集に努め、地域の一員としての取り組みをするため、最小限の人数としております。

第4条が所掌事務でございます。災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 那珂市災害対策本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと。
- (3) 被災情報を収集・整理し、市本部へ提供を行うこと。
- (4) 市本部へ要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと。
- (6) その他、議長が必要と認める事項、としております。

4ページからが那珂市議会災害対応指針の案です。4ページは表紙で、5ページをお開きください。

まず、基本方針として①から④までありまして、①として、議会は市対策本部が行う災

害対応に最大限の協力を行う。②として、議長は副議長とともに事務の総括を行う。③として、議員は地域の一人として、共助の取り組みが行われるよう努める。④として、市対策本部が災害対応に専念できるよう市対策本部への要望は議会対策会議から行うとしております。

その下が災害発生時の対応、それから初動対応として、会議開催中の対応としては、議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩または散会するとともに、議会事務局職員に避難誘導などの安全確保を行わせる。これは委員会開催中も同様です。

次に議員の自宅及び外出中の対応として、議員は災害対策会議の設置基準に該当する災害が発生したときは、自ら議会事務局は安否を連絡するとしております。連絡方法は、次のページになりますが、議長、副議長については、1として議会事務局長に携帯電話により連絡する。輻輳状態で電話がつながりにくい場合は下記の方法で伝達する、ということにしております。災害時にはなるべく多くの連絡手段を持つことがよいとされておりますので、2番以降、FAX、メールでの連絡、それから災害時伝言ダイヤルで伝達する方法を載せております。災害時伝言ダイヤルについては、使い方が複雑ですので、どうするかはご協議いただきたいと思っております。

正副議長以外の議員の皆様の連絡方法については、議会事務局に電話により連絡するというので、それ以外の方法については同様になります。

④として、議長は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、災害対策会議を設置するなどの対応を行うとしております。

その下が初動期経過後の対応です。それから、参集時の留意事項ですが、①服装・携行品として、防災活動に支障のない安全な服装とし、個人用として、食料や飲料水等を携行する。②緊急措置として、火災または負傷者の発見等緊急事態に遭遇した場合、人命救助等適切な措置をとる。①②については、議会の指針に関わらず、一般的な内容です。

③として、被災状況等の収集。情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に報告する、ということですが。

以上となりますが、こちらは、埼玉県富士見市、それから立川市の指針を参考に作成しております。内容をどうするかは、議会のほうで話し合っていて決めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長 事務局の説明が終わりました。

ただ今、小宅委員が出席いたしました。

それでは皆様からご意見をいただきたいと思っております。

花島委員 災害対策会議設置要綱の第2条ですが、風水害、地震、原子力災害以外にも、最近では博多市の道路陥没など予測不可能な災害が発生しているため、(4)として、その他という項目を入れたほうがよいと思っております。

それから5ページの基本方針の④ですが、議員からの市対策本部への要望は、緊急の場合を除き、那珂市議会災害対策会議から行うとあります。市の対策本部が対応に追われているときに、いろいろと要望をあげて混乱を招かないように、市とのバランスを取るということは良いと思いますが、これに縛られて、大事な情報が伝わらなくなってしまうのはどうかと思います。

もう一点、災害時の連絡体制で、正副議長以外の議員は議会事務局に電話により連絡するとなっていますが、災害はいつ起こるかわからないので、休日などに発生した場合、事務局の職員は出勤しているのか。

事務局次長 職員は市の災害時職員初動マニュアルに沿って、あらかじめ定められた職員が災害の程度に応じて参集することになっていますので、議会事務局の職員も出勤しています。

委員長 まず、災害対策会議の設置要件の震度5強以上という部分ですが、これを震度6弱にするかどうか。いかがですか。

福田委員 市の対策本部設置要綱との比較がないと判断できませんが、市より先に設置するというのはどうかと思います。

寺門委員 私も市に合わせたほうが良いと思います。

遠藤委員 市とは連携すべきですが、この第2条は「することができる」となっているので、しなくてもよいということですから、このままでも良いと思います。

それから、第3条ですが、これは全員が集まったほうが良いと思います。今議員数が減っているし、委員長だけだと地域のバランスが崩れてしまう。参集場所をどこにするかも問題で、市役所が被災して市の対策本部が設置できない不測の事態が発生した場合どうするのかも考えておく必要があると思います。

花島委員 私も全員が良いと思います。議長の判断で招集することは可能だと思います。

古川委員 設置要綱の第2条で、市内で災害が発生した場合を想定していますが、正確な情報はどうやって伝わるのか。市内の災害なのかどうか、わからないのではないかという心配があります。

事務局次長 震度情報や特別警報は、気象庁が市単位で出すことになっています。まずはテレビ等で確認してもらうことになると思います。

助川委員 電気がないとテレビ、携帯も使えないことが多いので、連絡の方法をどうするか協議が必要だと思います。

遠藤委員 特別警報は防災無線で流すのでしょうか。

事務局次長 確認します。

遠藤委員 東日本大震災の時も電話はしばらく使えなかったですね。メールやツイッターのほうが使えたと記憶しています。

事務局次長 災害時優先電話というのが市にはあります。メールも有効だと思います。

委員長 先ほどの会議の設置要件ですが、震度6弱でよろしいですか。

助川委員 3・11の震災と同規模の6弱でいいと思う。

事務局次長 震災時は那珂市では6強でした。

寺門委員 震度によって、どういう人がどこに集まるのかを決めておいたほうがいいのではないかと思います。

福田委員 それは議長の判断に任せたいと思う。

富山委員 私も福田委員と同意見で、議長が必要と認めるときという文言もありますので、議長の判断に任せたいと思います。

福田委員 ここには書いていない竜巻とかはどうなのか。

筒井委員 連絡体制についてですが、こちらから連絡するというのもありますが、よく団体などでも使っている連絡網も必要だと思います。

花島委員 議長に何かあったらというのも考えないと。

(「それは副議長でしょう」と呼ぶ声あり)

遠藤委員 まず3・11の検証をしてから作っていくということが必要だと思いますので、実際にここで議員として震災を体験された皆さんから当時の話を聞きたいと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前11時00分)

委員長 再開いたします。

事務局次長 先ほど質問があった特別警報を防災無線で流すかという件ですが、執行部に確認したところ、現在は特別警報については、Jアラートにより自動的に防災無線で流れるとのことです。

委員長 皆さんからのご意見をまとめて、まず対策会議の設置については震度6弱にして、(4)としてその他をつくるということで。ほかにご意見ございますか。

笹島委員 連絡網をもう少し強調して、速やかに全員に連絡をするということで。それからこれは立川市と富士見市を参考にしているということだけど、立川と富士見ではリアリティを感じない。実際の被災地のものを参考にできないのか。これではただ作っただけになってしまう。もっと想定外のことを考えないと。

事務局次長 被災地で作っているところはほとんどありません。

福田委員 その他の中で、議長が必要と認める事項とあるので、それでカバーできると思う。あまり細かく作りこまないほうがいい。

寺門委員 ひたちなか市のマニュアルが参考になると思います。

遠藤委員 市の職員は、こういう時に集まるというのがきちんと決められている。議員もそういう形をとるのか、代表が集まって、話し合っただけなのか、実際にどうすればいいのか、今日ここで急いで決めずに、何回かに分けてリアリティのある話をすればいいと思う。

助川委員 3・11を思い出すと、市民は混乱してパニック状態だった。議員が地区に行くこ

とで、議員が来てくれたという安心感を与えられたと思う。ここに集まるよりも先にそれをすべきではないかと思う。

君嶋委員 作って終わりにならないために、いろいろ話し合って、議員が自主的に動けるものをつくるのが大事だと思います。

副委員長 先日ある団体で、東京の首都圏臨海防災センターに視察をしてきました。防災士が説明をしてくれて、大変参考になったので、ぜひ皆さんで勉強に行けたらいいかなと思います。

小宅委員 私も一緒に行ったので補足しますが、エレベーターに乗って被災した状況で、そういう場合に何をすべきかの疑似体験ができる。そこでどういう行動をとるべきかについての細かいアドバイスももらえました。

委員長 それはどちらかというと、執行部が参考にするものですね。

遠藤委員 市の本部にどう絡むかが大事だと思う。市民の訴えをどう伝えるか。伝える体制が現状ではないと思う。要望を集約する方法を考えなくてはならないと思います。確認したいのですが、市の対策本部には議会は入れないのですか。

事務局次長 災害対策基本法に基づき、市の対策本部は、職員で構成することになっています。市の対策本部のトップは市長であり、対策本部に入るということは、市長の指揮命令系統に入るということになります。

遠藤委員 そもそも市の対策本部に入る仕組みがないということなので、市との接点をどう持つのかを考える必要があります。

小宅委員 昨年の常総市の水害の際には、県の対策本部が会見を開いていましたが、当の常総市がその内容を何も知らずに動いていた様子が見えました。市と議会の関係もそうなってはいけないと思う。

福田委員 あくまでも議会ができるのは市の対策本部の補佐的なことにとどまる。市と連携を密に取って、あまり出しゃばらないのがいいと思う。

花島委員 市の防災計画の資料が欲しい。

事務局次長 以前CDで配っているはずです。

委員長 それでは、今日出た皆さんのご意見を踏まえて、文言について修正したものを次回お配りしてまた検討していただきたいと思います。

長時間にわたりありがとうございました。以上で災害対応調査特別委員会を閉会といたします。

閉会（午前11時26分）

平成28年11月29日

那珂市議会 災害対応調査特別委員会委員長 萩谷 俊行